

布袋駅東駅前広場の利用に関するガイドライン（試行版）

1 はじめに

(1) 布袋駅東駅前広場の利用目的、運用方針

布袋駅東駅前広場（以下、「広場」という。）は、「江南市の南玄関口にふさわしい賑わいと、安心して住み続けられるまちの交流施設」をコンセプトに掲げる^{トコ}toko^{ラボ}+toko=labo（布袋駅東複合公共施設、以下「toko+toko=labo」という）と一体的に活用することで、そのコンセプトに寄与するとともに、地域活性化に資するリソースとして期待されます。

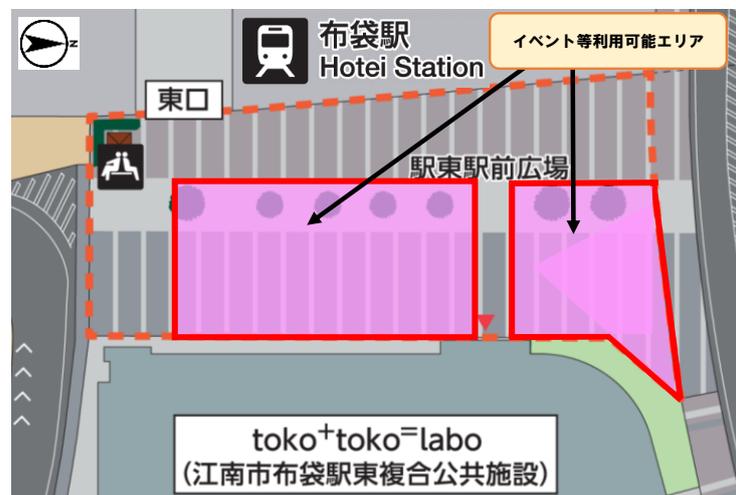
一方で、広場は駅前の歩行者空間である性質上、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保しながら、その利便増進に資する空間として活用することが求められます。

これらのことから、広場をイベント等に活用する可能性や、活用上の課題を把握するために、広場を試験的にイベント等に利用する社会実験を行います。

本ガイドラインは、その利用に関する基準を定めるものです。

(2) 広場運用の概要について

- ・広場は、道路法に定める道路施設であり、イベント等の目的で利用する場合、道路管理者である江南市長から道路占用の許可を、また所轄の警察署長から道路使用許可をそれぞれ受ける必要がありますが、今回の社会実験では、「歩行者利便増進道路制度」を活用し、広場の利用許可権者が手続きを一括して行うことで、通常より簡便に許可を受けられるようになりました。
- ・利用できる広場内のエリアは、下図のとおりです。詳細は、「2（3）利用区域」を参照してください。
- ・広場は当面の間、社会実験として運用し、当該期間中の広場の使用料は無料です。



(3) 本ガイドラインの改定、廃止について

本ガイドラインは社会実験として行っている広場の運用状況等に応じて、予告なく内容の改定または廃止をすることがあります。実際の利用にあたっては、利用当日のガイドラインの内容に従っていただきます。

2 広場の利用について

(1) 広場の利用

広場の利用には申請を必要とし、次に該当すると認められる場合や本ガイドラインに適合しない場合における広場の利用はできません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ② 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体及びその関係者の利用であるおそれがあるとき。
- ③ 広場及び周辺施設等を損傷するおそれがあるとき。
- ④ 管理上支障があるとき。
- ⑤ 広場内通行者の利用を著しく制限するおそれがあるとき。
- ⑥ 広場内通行者へ危害を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑦ その他適当でないとき。

(2) 利用を想定しているイベント等

快適な歩行者空間を確保しながら、賑わいの創出や地域活性化、江南市の魅力向上に資する、多様な主体や世代が参加し、交流できるイベント等への利用を想定しています。

(例) チャリティバザーやマルシェの開催、こども向けのワークショップ、市民活動団体や学生の展示及び発表活動等の場、地場製品の販売、eスポーツイベントの開催など（内容をご相談ください）。

(3) 利用区域

エリア北側からA、B、Cの3区域を設定します（右図参照）。

単面、複数面いずれの利用も可能ですが、指定された区域以外の利用はできません。

※A区画の東隣、toko+toko=labo 1階にはカフェが設置されています。



(4) 利用可能日及び期間

利用は原則1日を単位とし、連続利用は最長4日間まで可能です。連続利用を行う場合において持ち込み設置を行う物品は、原則として毎日撤去が必要です。利用可能日は別途提示する日程表を参照してください。

(市などの事業を実施する場合はこの限りではありません。以下同様とします。)

(5) 利用時間

午前9時から午後9時まで

(準備の時間を含みます。イベント等の実施時間はこの範囲内で自由に定めることができます。また、撤収は必ず午後9時15分までに完了してください。)

(6) 設備の使用

広場内の電源設備、水道設備は、使用方法や規模によって可能な場合がありますので、使用を希望する場合は広場の利用許可申請時までにご相談してください。

なお、電源コード類を使用する際には、歩行者等の移動の支障にならないよう、適切な養生を行うことや、水道使用時においても歩行者への水はね等の事故が生じないように十分な対策を講じてください。

(7) 利用形態

広場の利用形態は「営利利用」と「非営利利用」として区分し、管理します。

営利利用：物品や飲食物の販売、入場料など収入を伴う利用

非営利利用：集会や発表会、休憩用テント等の設置撤去など収入を伴わない利用

(8) 利用の制限

広場の利用は法人、市民活動団体、区・町内会、個人事業主で構成されるグループなど原則として団体単位とし、当該団体の中から広場の利用責任者を定めてください。

同一の団体(代表者、商号の変更など事実上同一とみなす団体を含む)による利用は、広場の利用形態に関わらず、原則として月4回までとします。4日連続の利用は、4回分の利用として取扱います。

3 広場の予約及び利用申請手続について

(1) 予約等手続の場所

広場の利用予約等の手続は、江南市地域交流センター(江南市北山町西300番地(toko⁺toko⁼labo1階フロア内)。以下「地域交流センター」という。)で行います。

(2) 予約できる期間

広場の利用形態に応じて、原則次の期間内において予約することができます。

予約開始日及びその方法は別途市ホームページ等でお知らせする内容に従ってください。

営利利用：利用予定日の3ヶ月前の日の属する月の初日から1ヶ月前まで

非営利利用：利用予定日の4ヶ月前の日の属する月の初日から1ヶ月前まで

(3) 予約の変更及び取下げ

予約の変更及び取下げは、原則、次に掲げる期日まで行うことができます。

- ・予約後、利用予定日の1ヶ月前まで。

(4) 予約の取消し

予約を行った内容について、次に該当した場合は予約を取り消します。

- ・予約後、利用予定日の1ヶ月前までに利用許可申請書の提出がない場合。

(5) 利用許可の申請

利用許可の申請は、次に掲げる期までに必ず行うものとします。

- ・予約後、利用予定日の1ヶ月前まで。

申請にあたっては、様式「布袋駅東駅前広場利用許可（変更）申請書」及び様式「利用計画書」を必ず提出するほか、市の求めに応じて、その他必要な資料を提出してください。

4 広場の利用許可について

(1) 利用内容の確認

提出された利用許可申請書等に基づき、市において内容の確認を行います。

市は確認の結果、必要に応じて許可に際して内容の修正を求めることや、条件を付けることをします。また、利用を許可しないことがあります。

(2) 許可書の発行

市は利用を許可した場合、許可書を発行し、申請者へ交付します。交付は原則として地域交流センター窓口で行います。申請者は利用日当日、交付された許可書を必ず携帯し、市の求めに応じて提示できるようにしてください。

(3) 利用の取下げ

広場の利用の許可を受けた以降に、その利用を取り止める場合は、速やかに届け出てください。

5 広場の利用に関する遵守事項等について

(1) 広場利用の基本的事項

広場は江南市の南玄関口として、市内外から多く人の往来がある場所という性質上、その性質にふさわしい利用とすることを基本とし、広場をイベント等に利用しようとする者は、以下に掲げる事項を遵守してください。

(2) 車両の乗入れ、資材等の搬入搬出

- ①広場内に乗入れをする車両は、最大積載量 6.5 トン未満の車両とすること。
- ②広場内を車両が通行するときは、歩行者の安全を十分に確保すること。
- ③車両の乗入れや、資材等の搬入搬出の際は、ベンチ、植栽、照明、点字ブロック等の広場内施設を汚損しないよう措置を講じること。
- ④車両を配置するときは、歩行者や植栽等施設に排気がかかることのないよう措置を講じること。
- ⑤広場専用の駐車場は設けていないため、搬入搬出のみに必要な車両は、利用者において駐車場を確保するものとし、広場内及び周辺道路に駐停車しないこと。

(3) テント等の設営及び撤去

- ①テント等とは、広場に持ち込み設置する、利用に必要なもの全てを指す。
(例) テント、コンテナ、テーブル、椅子、看板、発動発電機、ごみ箱、ステージ、音響設備、おもり等
- ②テント等を設置する際は、ベンチ、植栽、照明、点字ブロック等の広場内施設を汚損しないよう措置を講じること。また、これらの上に仮置きをする行為は禁止する。設置にあたっては、転倒防止対策を講じること。
- ③飲食を伴うなど、利用により広場が汚れる可能性がある場合には、汚れないよう措置を講じること。
- ④発動発電機等排気を伴う設備を設置するときは、歩行者や植栽等施設に排気がかかることのないよう、また騒音による影響を与えないよう措置を講じること。
- ⑤ベンチ、植栽、照明、点字ブロック等の広場内施設に、貼り紙、看板の設置、ロープの巻付け等はできない。
- ⑥テント等の配置に際しては、安全かつ快適な歩行者動線を確保することとし、利用している区域内を一般の歩行者が通り抜けられるようにすること。
- ⑦設営及び撤去中の安全管理の一切は利用者の責任において行うこと。
- ⑧広場利用後は、必ず元の状態に戻すこと。

(4) 広場の清掃

- ①利用中及び利用後は、広場内のごみ拾い等の清掃を行うこと。
- ②広場内の汚れは利用者の責任において清掃を行うこと。また、床面ブロック等設備が汚れる可能性がある場合には、事前に養生を行うなど防止策を講じること。
- ③利用により生じたごみ等は、あらかじめごみ箱を設け回収するなどし、周辺

施設へ廃棄させないこと。

(5) 火気等の取扱

- ①火気の使用は、コンテナ内など床面及び三方が囲われた場所内に限る。
- ②火気使用の際は、周囲へ火の粉やすず、油等が飛散しないよう、床面を養生する、周辺を囲うなど適切な措置を講じること。
養生及び囲いをする際には、火気使用による引火や発熱による広場内設備への損傷が生じないように、一定の距離を確保する、耐火・断熱性のある素材を囲いに使用する、コンパネ等で床面を保護するなどリスク管理を徹底すること。
- ③指定場所以外における広場内での喫煙は禁止する。

(6) 法令遵守及び関係機関との調整

- ①利用に係る各法令の遵守は利用者の責任において対応すること。
- ②飲食及び火気を使用する利用は、関係法令に基づき消防署、保健所等へ必要な手続きを行うこと。
- ③音やにおい、振動が発生する行為を伴う場合は、広場周辺の施設等に対し、利用者が事前連絡を行うなど、調整を十分に行うこと。
音響設備など、音を発する機材を用いる場合は、原則として 70dB 以下を厳守すること。
- ④アルコールの販売は年齢確認等、適切な販売形態であると市が認めた場合に限り可能とする。

(7) その他の留意事項

- ①利用時には必ず現地に責任者を常駐させ、利用に起因する事故や苦情等に対し、利用者の責任において速やかに処理すること。同時に、来場者の整理や避難誘導、会場の警備についても利用者の責任において実施すること。また、発生した事故や苦情等の一切は、その対応と同時に市へ報告すること。
- ②利用者はすべて、事故など緊急時における連絡体制や対応の流れを把握していること。また利用申請者は、申請時に市の求めに応じ関係資料を提出すること。
- ③広場の利用中において市がその状況を確認することがある。利用者はこれに必ず応じること。利用者の管理が不十分である、または広場の通行者の妨げとなる利用であると市が認める場合等には、利用内容の変更または利用中止とすることがある。その場合に生じる損失の一切について、市は責任を負わない。
- ④自然災害等のため利用が危険であると判断したときや、その他やむを得ない理由があるときには、利用内容の変更または利用中止とすることがある。その場合に生じる損失の一切について、市は責任を負わない。
- ⑤利用者が広場内の施設、設備、または第三者や周辺施設等に損害を与えた場合、その責任は利用者が負うものとし、損害について賠償するものとする。必要となる保険は、利用者の責任において加入すること。

- ⑥広場内における、利用許可を受けていない利用及び許可を受けた日時以外の利用は禁止する。
- ⑦広場の利用中及びその前後において、イベント等の実施内容など利用者の利用内容に関する問い合わせは、利用者に対応すること。

6 その他

- ・市は社会実験における広場の利用状況を周知・把握するため、イベントの写真撮影による記録や、利用者へのヒアリング、実施したイベント等における来場者数等の情報提供を求めています。各利用者においてはこのことを予め承知いただき、市の取り組みに積極的に協力してください。

布袋駅東駅前広場の利用に関するガイドライン（試行版）

令和5年3月23日制定・運用開始
令和6年3月28日一部改正

江南市企画部企画課

TEL : 0587-54-1111 (内線 348)

E-mail : seisaku@city.konan.lg.jp